

「でこん丸」及びレシピ写真等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食育推進事業において作成された鹿児島市食育推進キャラクター「でこん丸」のイラスト及び着ぐるみ、レシピ集（Let's食育）の郷土料理編、地産地消編に掲載しているレシピ写真（以下「でこん丸及びレシピ写真等」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(でこん丸及びレシピ写真等の目的等)

第2条 でこん丸及びレシピ写真等は、かごしま市食育推進計画の推進に基づき、市民の食育に関する知識の普及や意識の向上を図るために作成されたものである。

(でこん丸及びレシピ写真等の仕様)

第3条 でこん丸及びレシピ写真等の仕様は、提供データをそのまま使用すること。

2 でこん丸及びレシピ写真等に関する一切の権利は、市に属する。

(使用申請)

第4条 でこん丸及びレシピ写真等の使用を希望する者は、「でこん丸」及びレシピ写真等使用申請書（様式第1号）を「鹿児島市長」（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う者は、「でこん丸」及びレシピ写真等使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) でこん丸及びレシピ写真等の使用内容が分かる資料又は見本

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、「でこん丸」及びレシピ写真等使用（変更）承認書（様式第2号）により承認する。

2 でこん丸及びレシピ写真等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないこととする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合

(3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合

(4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合

(5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合

(6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用のおそれがある場合

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用のおそれがある場合

(9) 市への誇りと愛着を持たない者が使用のおそれがある場合

(10) でこん丸及びレシピ写真等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(11) でこん丸及びレシピ写真等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(12) その他、市長が不相当と認める場合

(使用期間)

第6条 でこん丸及びレシピ写真等の使用期間は、前条の「でこん丸」及びレシピ写真等使用(変更)承認書(様式第2号)に記載の使用承認期間とし、これを超えて使用する場合は、改めて届け出なければならない。

(申請内容の変更等)

第7条 第4条の申請を行った者が当該申請の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ「でこん丸」及びレシピ写真等使用変更申請書(様式第3号)に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、変更を承認するときは、「でこん丸」及びレシピ写真等使用(変更)承認書(様式第2号)により承認する。

(使用料)

第8条 でこん丸及びレシピ写真等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと

(2) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市は一切の責任を負わない

(3) でこん丸及びレシピ写真等を商品化した製作物等を商標登録しないこと

(使用状況等の報告又は調査)

第10条 市長は、使用者にでこん丸及びレシピ写真等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用承認の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、「でこん丸」及びレシピ写真等使用承認取消通知書(様式第4号)を送付し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

(1) 使用者がこの要領に違反していると認められる場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 第5条第2項のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他でこん丸及びレシピ写真等の使用の継続が不相当であると認められる場合

2 使用者は、でこん丸及びレシピ写真等の使用承認が取り消された場合、当該使用取消の日からでこん丸及びレシピ写真等を使用できないものとする。

3 市は、第1項の使用取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してでこん丸及びレシピ写真等を使用する権利を付与するものではなく、また、使用者又は使用者がでこん丸及びレシピ写真等を使用して製作した物品等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要領による申請に要する費用及びでこん丸及びレシピ写真等の使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、でこん丸及びレシピ写真等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、でこん丸及びレシピ写真等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに全責任を負い対処するものとする。

3 使用者は、でこん丸及びレシピ写真等の使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、でこん丸及びレシピ写真等の利用促進等を図る観点から、第4条の申請によるでこん丸及びレシピ写真等の使用状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要領に関する事務は、健康福祉局保健部保健政策課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、でこん丸及びレシピ写真等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年2月19日から施行する。